

期間・期日を定めて行う運動等

1 交通安全運動、交通安全週間

春の全国交通安全運動

- 期間
4月6日（土）～4月15日（月）
- 重点等
新入学児童の交通事故防止を主として、中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

夏の交通安全週間

- 期間
7月13日（土）～7月19日（金）
- 実施要領
広報を主体とする呼び掛けと児童生徒を交通事故から守るための交通安全指導を推進する。

秋の全国交通安全運動

- 期間
9月21日（土）～9月30日（月）
- 重点等
中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

年末の交通安全県民運動

- 期間
12月15日（日）～12月24日（火）
- 重点等
飲酒運転の根絶を主として、交通情勢に応じて重点事項を決定し推進する。

2 「交通事故死ゼロ」を目指す日

交通事故死ゼロを目指す日

- 指定日
4月10日（水）、9月30日（月）
- 全国交通安全運動期間中に、交通事故防止に対する県民の意識を最大限に高めて、交通事故による死者を発生させないことを目指す。

3 自転車の安全利用（自転車月間、自転車の日）

自転車月間、自転車の日及び自転車安全利用五則の周知徹底

- 自転車月間、自転車の日
 - ・ 自転車月間 5月（1日～31日）
 - ・ 自転車の日 5月5日
- ※ 自転車活用推進法第14条第2項（平成28年12月16日号外法律第113号）
- 自転車安全利用の推進

子供から高齢者まで手軽に利用できる自転車が関係する交通事故を防止するため、自転車安全利用五則を周知啓発する。
- ◆ 自転車安全利用五則

【令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通安全対策本部決定】

 - 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 3 夜間はライトを点灯
 - 4 飲酒運転は禁止
 - 5 ヘルメットを着用
- ※【参考】令和4年4月27日付で、「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務」を含む改正道路交通法が公布された。（令和5年4月1日施行）
- 自転車の損害賠償責任保険等への加入促進

全国では、自転車利用者が交通事故の加害者となり、高額な損害賠償支払いを要する事例も発生しているため、自転車利用者の損害賠償責任保険等への加入を促進する。

4 その他の取組

「横断歩道「止まらば運動」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進（通年）

信号機のない横断歩道での交通事故を抑止するため、運転者に対する「横断歩道「止まらば運動」」及び歩行者に対する「安全横断「手のひら運動」」を推進し、双方の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

- 「横断歩道「止まらば運動」」とは、運転者に対し、横断歩道付近の歩行者の有無をよく確認することに加え、歩行者が横断する意思を明確に示していない場合についても一時停止又は減速し、横断の意思の有無を確認してから進行するように保護意識の高揚を図る運動。
- 「安全横断「手のひら運動」」とは、歩行者に対し、道路を横断する際は運転者に対して手のひらを示して横断の意思を伝え、車両が停止したなど安全であることを確認して横断する運動。

交通死亡事故多発警報

県内全域で10日間以内に6件以上、県内の市町6ブロックで10日間に4件以上の交通死亡事故が発生したときに、長崎県交通安全推進県民協議会会長（知事）は「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察、関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図る。